

# 指定訪問看護(医療)

重要事項説明書

・サービス説明書

こ～ふのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション

# 指定訪問看護 重要事項説明書・サービス説明書

## 1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 こーぷ福祉会
代表者名	理事長 吉島 孝
所在地・電話	仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目20番1号 TEL 022-279-2941 FAX 022-719-3165
業務の概要	訪問看護、訪問看護リハビリ、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、定期巡回、ショートステイ・高齢者住宅

## 2. 事業所の概要

事業所名	こーぷのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション		
所在地	仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目20番1号		
提供可能サービス及びステーションコード	訪問看護	5190080	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	訪問看護	池下 久美	022-303-0828
サービス提供地域	仙台市全域		

## 3. 事業所の職員体制等

職種	人員		
管理者	1名 (正看護師・訪問看護提供を兼務)		
訪問看護提供職員	正看護師 2名 (常勤 1名 非常勤 1名) 理学療法士 2名 (常勤 1名 非常勤 1名) 作業療法士 1名 (非常勤)		
事務担当職員	1名 (非常勤)		

## 4. 営業日及び営業時間

営業日 : 毎週月曜日から金曜日

営業時間 : 午前 9:00 ~ 午後 5:30

休日 : 毎週土、日曜日、国民の休日、12月29日から1月3日まで

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(ただし、24時間連絡対応体制加算の算定時に基づくものとする。)

## 5. 当事業所のサービス方針等

私たちの所属する「社会福祉法人こーふ°福祉会 こ～ふ°のお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション」は、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会を目指しています。

看護や介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して看護や介護サービスを受けられることが最も大切です。

私たちは、知恵と力をあわせ、良質な看護サービスの提供と健全な事業運営のためにいつそうの研修にはげむとともに、情報を共有し、ネットワークを広げ、個人情報保護に留意し、要介護者と介護者の人権擁護(尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目指します。

## 6. サービス利用料及び利用者負担

(1) サービス利用料および利用者負担分は別紙一覧表のとおりです。

(2) サービス利用料金は、医療保険法定利用料に基づく金額です。

利用者負担分は、当月分をまとめて請求し、翌月20日に郵便局自動払い込による口座引き落としをさせていただきます。( 当日郵便局休業の時は、翌営業日となります。)

(3) 医療保険外の指定訪問看護となる場合、また用品等については、全額自己負担となります。

(4) 交通費については、徒歩・自転車の場合は無料、電車・バスの場合は全額実費負担

となります。また、自動車の場合は、1kmあたり100円(片道距離分のみ)の実費負担となり、その上限を1,000円とします。

## 7. 加算サービス内容(料金表参照)

### □24時間対応体制加算

利用者又は家族等から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるもの。又、訪問看護を受けようとする場合当該体制にある旨を説明し、同意を得た場合に月1回に限り、所定額に加算します。

尚、24時間対応体制加算を利用希望時は説明をし電話番号及び時間外の連絡方法を記載した文書を交付いたします。

### □緊急訪問看護加算

緊急の求めに対し1日一回限り算定します。

### □夜間、早朝、深夜加算

夜間 18:00～22:00・ 早朝 6:00～8:00

深夜 22:00～翌6:00

### □難病等複数回訪問

1日に2回又は3回以上の訪問看護について算定します。(算定要件あり)

### □長時間訪問看護加算

90分を超える訪問の場合に週1回まで加算します。

(但し、15歳未満の該当者は週3回まで算定)

### □複数名訪問看護加算

看護職員が同時に複数の看護師等と訪問看護を行う場合に加算します。

## □特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対して電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる必要な体制と計画的な管理を行ない、月1回に限り所定額に加算します。

## □退院時共同指導加算(1回/がん末等は2回)

退院又は介護老人保健施設退所に当たって、医師及び看護師等が共同して在宅療養生活指導を行い、文書で指導内容を提供した場合に一回算定します。

厚生労働大臣が定める疾病等と特別管理加算(要件あり)の対象者は別の日に実施した場合2回まで加算します。

## □特別管理指導加算

特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして加算します。

## □乳幼児加算

6歳未満の訪問看護に対し1日につき一回加算します

## □退院支援指導加算

対象者・①厚生労働大臣が定める疾病等、②特別管理加算の対象者、③退院日の訪問看護が必要であると認められたものに対し訪問看護師が退院した日に療養上必要な指導を行った場合に加算します。

## □在宅患者連携指導加算

医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、利用者又は、家族へ指導等を行い、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供了の場合に加算します。

## □在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅で療養を行っている通院困難な利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で利用者宅へ赴き一同に会しカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合加算します。

## □看護・介護職員連携強化加算

訪問看護ステーション喀痰吸引等を行う看護職員等の支援を行った場合に加算します。

## □訪問看護情報提供療養費

厚生労働大臣の定める疾病等の利用者のうち当該市町村等からの求めに応じて情報を提供了の場合に加算します。

保健医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所し、在宅から療養の場所を変更する場合、関係機関に情報を提供した場合に加算します。

## □ターミナルケア療養費

主治医との連携のもとで在宅での終末期の看護を行った場合に加算します。

## 8. 事故発生、緊急時における対応について

看護師等は、利用者がサービス提供中急変、病状の急変による訪問時、必要に応じて臨時応急手当を行ない、速やかに主治医への連絡を行ない指示を求める等の措置を講じます。又、事故発生時、市町村、利用者の家族、利用者に関する居宅介護支援事業所に対し連絡を行います。緊急連絡先、主治医等は職員全体周知を講じています。

## 9. 指定訪問看護提供の責任等、相談窓口・苦情対応

指定訪問看護提供責任者(管理者)は次の通りです。

サービスについてのご相談、苦情、利用中止の際には、下記までご連絡下さい。

氏名	池下 久美
連絡先(電話)	022-303-0828

## 10. その他:指定訪問看護提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意下さい。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭管理等の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい
- ②看護師等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させて頂きます。
- ③保険証の変更がありましたら、職員に必ずご連絡ください。
- ④大災害が生じた場合は、下記の対応をさせて頂く場合もあります。
  - ・ライフラインが寸断された場合は連絡がつかなくなります。
  - ・予定になっている訪問看護の場合においては、サービスの提供を中止させて頂きます
  - ・訪問看護提供の際は、途中でサービスを中止させて頂きます。

指定訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づき  
サービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘 2-20-1

名 称 こ～ふのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション

施設長 木島 弘詞 印

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代理) 住所

氏名 印